

■湯沢町総合計画について

1. 総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる、湯沢町まちづくり条例に基づき策定しなければならない、町の最上位計画です。

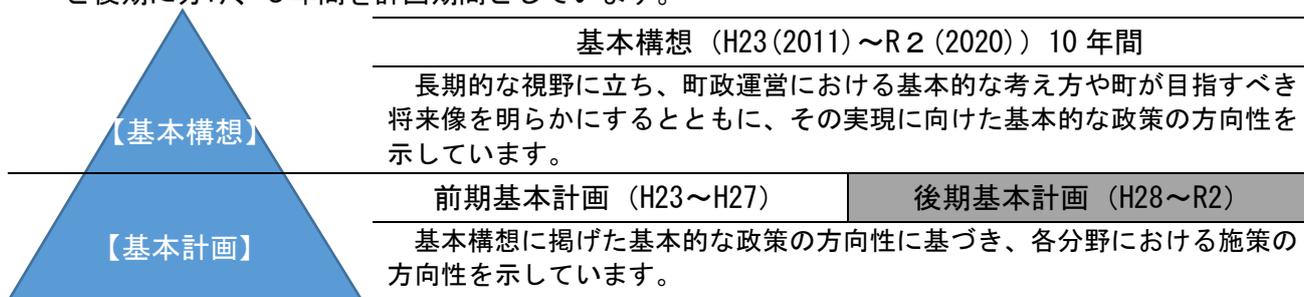
(抜粋) 湯沢町まちづくり基本条例 (平成 23 年 3 月 30 日条例第 1 号)

(総合計画)

第 17 条 町は、将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を広く町民参画のもとに策定しなければならない。

- 2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない
- 3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく公表しなければならない
- 4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

2. 現行の総合計画は、「基本構想」を 10 年間の計画期間とし、基本構想に基づく「基本計画」は、前期と後期に分け、5 年間で計画期間としています。



現行計画では、「基本構想」内に「基本政策」を設け、その下に「重点戦略」を設定しています。そして「基本計画」では「重点戦略」ごとに「施策の方向」を示し、その下に「主な事業」を掲げる構成となっています。

3. 新たに策定する総合計画も「基本構想」は 10 年間で計画期間とし、基本構想に基づく「基本計画」は、前期と後期に分け 5 年間で計画期間とすることに変わりはありません。

【今回策定する湯沢町総合計画の期間】

基本構想	R 3 (2021) ~ R 12 (2030)									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12

しかし、次の理由からこれまでの構成を見直し、よりシンプルで分かりやすい内容を目指します。

- ① 行政運営の大きな方向性を、町民にわかりやすく周知するため。
- ② 各分野の個別計画において定める、より細かな施策等が、目まぐるしく変化する現代の社会情勢に合わせて変わっていく可能性がある中、総合計画で方向性を絞りすぎると、整合性が取れなくなってしまうため。

次期計画では、「基本構想」内に「基本政策」を設けることに変わりはありませんが、その下に「重点戦略」の代わりに、「基本施策」を設定します。そして「基本計画」では「基本施策」ごとに「施策の方向」を示すこととし、これまであった「主な事業」は定めないこととします。